

快適職場に係る日建連基準 実施要領

2021年3月15日
日建連 労働委員会

日建連会員企業は、建設作業所における総合的な職場環境改善の推進及び建設作業所の環境改善に係る積極的な取組みを公表することにより建設業に対するイメージの向上等を図り、次世代の担い手確保・育成に資するものとする。

日建連会員企業が建設作業所における職場環境の改善に取り組む際の指標として、「快適職場に係る日建連基準（以下「快適職場基準」という）」を別紙のとおり決定する。

1. 快適職場基準の概要及び活用方法

- (1) 日建連会員企業は、元請である建設作業所において、快適職場基準の各項目の達成維持に努めるものとする。
- (2) 会員企業は元請である建設作業所について、快適職場基準に適合していることを自己認証し、適合した場合に以下に示す呼称を使用することができる。
- (3) 快適職場基準は、取組項目及び配点により構成される。
- (4) 会員企業は日建連ホームページで公開する採点ツールにより、作業所の快適職場基準各取組項目の適合を採点する。
- (5) 一定以上の項目が基準に適合している建設作業所（着工から1ヵ月、又は契約日から3ヵ月以上経過した作業所に限る。）を「適合作業所」とする。適合作業所は、採点の結果が満点の70%以上「快適職場日建連基準適合作業所」及び80%以上の作業所「快適職場日建連基準（プラチナ）適合作業所」の2種とする。
- (6) 会員企業は、適合することを自己認証した作業所につき、それぞれ、「快適職場日建連基準適合作業所」、「快適職場日建連基準（プラチナ）適合作業所」の呼称を使用することができる。基準に適合していない作業所は、上記の呼称又はこれに類似する呼称を使用することはできない。
- (7) 会員企業は、作業所に呼称を掲示する場合は、採点ツールから出力された標識を使用する。
- (8) 呼称を使用する作業所において、採点の誤りや実施施策の中止などにより、作業所が本基準に適合しなくなった場合、速やかに呼称の使用を中止する。
- (9) 会員企業は、快適職場基準の運用に当たり、社内手続きや社内審査等を追加することができる。また、快適職場基準とは別に各社において職場環境に係る基準を作成して運用することができる。

2. 労働委員会の役割

- (1) 労働委員会（事務局）は、呼称を使用する作業所の情報を定期的に把握し、必要に応じて本基準の適合状況について作業所に問い合わせ資料の提出を求める等、この基準の活用状況を適宜把握する。また、日建連の委員会等が現場訪問を行う機会（対象現場が快適職場基準適合作業所である場合）を活用して、作業所の快適職場基準適合を確認する等状況把握に努める。
- (2) 労働委員会は、前項の状況把握等を踏まえ、必要に応じて快適職場基準を見直すものとする。
- (3) 労働委員会は、「快適職場日建連基準適合作業所」・「快適職場日建連基準（プラチナ）適合作業所」で認定基準に適合していない作業所の存在が認められ、かつ、悪質な状況が認められたときは、委員会の判断により一定期間「快適職場日建連基準適合作業所」・「快適職場日建連基準（プラチナ）適合作業所」の呼称の使用を禁止することができる。

3. 附則

- (1) 本基準は 2021 年 4 月 1 日から適用する。
- (2) 呼称の使用は 2021 年 5 月の採点ツール公開後とする。（公開までは経過措置）
- (3) 旧「快適職場認定制度」における認定作業所については、なお従前の例による。